

# 新潟県過疎地域持続的発展方針の改定について

知事政策局地域政策課

## 方針の性格

- 「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（R3.4.1～R13.3.31。）に基づき、過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項等について、都道府県が定めるもの。
- 方針に基づき、県及び過疎地域市町村は、地域の持続的発展を図るため実施すべき施策に関する事項等を定めた過疎地域持続的発展計画を改定予定。

## 改定理由

- 現行の方針がR7年度末で期限を迎えることから、次期方針（R8～R12）を定める。
- 人口減少や少子高齢化の更なる進行により生じている課題への対応。

## 方針概要

- 1 基本的な事項（現況と課題、基本的な方向等）
- 2 実施すべき施策に関する事項
  - ① 移住・定住・地域間交流の促進及び人材の育成に関する事項
  - ② 産業の振興に関する事項
  - ③ 情報化の推進に関する事項
  - ④ 交通施設の整備及び交通手段の確保に関する事項
  - ⑤ 生活環境の整備に関する事項（空き家・雪対策を含む。）
  - ⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健・福祉の向上及び増進に関する事項
  - ⑦ 医療の確保に関する事項
  - ⑧ 教育の振興に関する事項
  - ⑨ 集落の整備に関する事項
  - ⑩ 地域文化の振興等に関する事項
  - ⑪ 再生可能エネルギーの利用推進に関する事項
  - ⑫ 地域づくりの推進に関する事項

※ 項目については、現行の新潟県過疎地域持続的発展方針（R3～R7）から変更なし

## スケジュール

- 9月～ ・パブリック・コメント  
10月 ・主務大臣への協議  
（総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、環境大臣）
- 12月頃 ・主務大臣同意、県過疎地域持続的発展方針を改定・公表予定  
※年度内に県過疎地域持続的発展計画を改定予定。